

宮崎県人権啓発センター人権出前講座実施要領

令和 2 年 4 月 1 日
宮崎県総合政策部人権同和対策課

(目的)

第 1 条 この要領は、宮崎県人権啓発センター設置運営要綱第 2 条第 6 号に定める業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 この要領に定める人権出前講座の対象は、宮崎県内に居住、又は通勤する者が構成する事業所、団体又はグループが実施する人権問題に関する啓発・研修等で、参加者が概ね 10 人以上のものとする。ただし、次の各号に掲げるものは対象外とする。

- (1) 収益（営利）を目的とするもの
- (2) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの
- (3) 苦情、陳情又は交渉を目的とするもの
- (4) 啓発・研修等を実施する主体及びその構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるもの又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの
- (5) その他宮崎県人権啓発センター長が適当でないとするもの

(申込み)

第 3 条 人権出前講座を希望する者（以下「申込者」という。）は、原則として実施希望日の 1 か月前までに人権出前講座申込書（別記様式 1）により申し込むものとする。

(実施方法)

第 4 条 人権出前講座の実施方法は、宮崎県人権啓発センター職員又は宮崎県人権啓発センター長が指定する者が啓発・研修等が行われる会場に出向いて行うものとする。

(実施日時等の調整等)

第 5 条 宮崎県人権啓発センター長は、業務に支障のない範囲で申込者の希望を十分に考慮し、実施日時の調整を行うものとする。この場合において、啓発・研修等の実施日時が、平日の勤務時間外、土曜日、日曜日又は祝日であるときも、対応するものとする。

2 人権出前講座の実施時間は、質疑応答等を含め概ね 90 分程度とする。

(経費の負担)

第 6 条 啓発・研修等に係る会場の借用及び設営等に係る経費は、申込者の負担とする。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。